

群馬県立都市公園 トライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めることにより、地域経済の活性化やエリア価値の向上、県民の幸福度の向上により持続可能な群馬県の実現を目指しております。この基本方針に基づき、群馬県では、群馬県立都市公園の2公園（観音山ファミリーパーク、多々良沼公園）を対象として、新たに公園施設を整備するにあたり、公募設置管理制度（Park-PFI）の導入可能性を検討しております。

群馬県立都市公園の2公園において、具体的かつ実現性の高い Park-PFI 事業の導入に向け、各公園の活用の可能性や課題を確認し、公募条件に反映することを目的にトライアル・サウンディングを実施いたします。

※トライアル・サウンディングとは、公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者（以下、「暫定利用希望者」という）を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。暫定利用終了後に公共空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の本公募の条件に反映させることを目的とした市場調査です。

2. 対象公園

- ①観音山ファミリーパーク
- ②多々良沼公園（一部のエリア）

3. 対象公園概要

対象公園の概要等は、「参考資料」をご確認ください。

4. 期待される効果

【民間事業者のメリット】

- ・各公園の市場性、利用者ニーズ、採算性等を確認することができます。
- ・短期間での暫定利用かつ使用料がかからないため、リスクが少なく参画できます。
- ・トライアル・サウンディングで得た知見等を踏まえ、事業条件を検討するため、官民での認識の齟齬を解消できます。

【群馬県のメリット】

- ・公園の活用方法について、事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができます。
- ・民間活力の導入方法、公募条件等にトライアル・サウンディングの結果を反映することができます。
- ・民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

5. スケジュール（2公園共通）

内容	日程
①事前相談・現地調査の受付 暫定利用希望者からトライアル・サウンディングに関する事前相談・現地調査を受付けます。	令和6年6月28日（金） ～令和6年10月31日（木）
②提案書の受付 暫定利用希望者から提案書の提出を受付けます。	令和6年6月28日（金） ～令和6年12月13日（金）
③提案審査・認定 提案内容を審査し、本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する場合は、暫定利用者として認定します。	適宜
④各種申請書の提出 次の申請書を提出してください。 ・県立公園行為許可申請書又は県立公園施設設置・管理許可申請書 ・使用料減免申請書	暫定利用者の認定後速やかに
⑤暫定利用の実施 実施期間中、1ヶ月程度の期間で暫定利用してください。※複数回の暫定利用を希望する場合は事前相談してください。	令和6年7月26日（金） ～令和7年2月21日（金）
⑥実績報告書の提出 実績報告書を事務局に提出してください。	利用終了後1ヶ月以内
⑦ヒアリング調査 対象公園活用可能性等についてヒアリングを行います。	適宜

6. 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ応募内容を実行する意思と能力を有する本店所在地が日本国内である法人又は法人グループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ②提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- ③会社更生法（平成14年法律154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51条）の関連規定に該当する者
- ⑤国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

7. 提案要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ①都市公園の利用に支障を及ぼさない利用内容であること
- ②各公園の設置目的等（「参考資料」に記載）を踏まえた提案であること
- ③確実に実施できる内容であること
- ④対象公園を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること
- ⑤他の利用者の対象公園利用を著しく妨げないこと
- ⑥暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと
- ⑦感染症対策を徹底していること
- ⑧指定管理者及び Park-PFI 事業者の業務を妨げないこと

(2) 提案の対象外となるもの

以下に掲げるものは提案の対象外とします。

- ①政治的又は宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③著しい騒音や異臭等、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反する、又は反社会的な活動
- ⑥設置目的及び施設利用に支障を来す恐れのある活動（施設の改修は要相談）
- ⑦その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 実施期間及び実施可能時間

実施期間は、以下のとおりとします。

実施期間：令和6年7月26日（金）～令和7年2月21日（金）

暫定利用期間：概ね1ヶ月程度以内

なお、提案内容及び群馬県との協議結果にもよりますが、トライアル・サウンディング実施期間中であれば、同一事業者による複数回の暫定利用を認める場合があります。複数回の暫定利用を希望する者は、群馬県に事前相談してください。

※1ヶ月以上暫定利用を希望される場合は別途協議させていただきます。

※暫定利用の日程については、別途協議させていただきます。

※各種イベントが重なった場合は、日時の変更をお願いする場合があります。

※同一の候補地や日時等、複数の応募があった場合は抽選とします。

実施可能時間：各公園の利用可能な時間は、原則以下のとおりです。

①観音山ファミリーパーク※	4月～9月：8:00～17:30 10月～3月：8:00～17:00
②多々良沼公園※	8:30～17:00

※提案内容及び群馬県との協議結果にもよりますが、夜間の暫定利用を認める場合がございます。夜間の暫定利用を希望する者は、群馬県に事前相談してください。

(4) 使用料等の条件

- ① 暫定利用中の施設の使用料は無償（使用料の減免等）とします。
- ② トライアル・サウンディングの参加に要する費用は、全て暫定利用希望者の負担とします。
- ③ 公園内のインフラ（水・電気）を使用する場合は、暫定利用者の負担とします。なお、詳細は協議により決定します。
- ④ 暫定利用に際して発生したゴミ（公園利用者に提供したサービスで発生したゴミも含む）の回収処理及びそれに係る費用は暫定利用者の負担とします。
- ⑤ 各種申請や保険加入等に係る費用は暫定利用者の負担とします。
- ⑥ 暫定利用終了後は原状回復を原則とします。

8. トライアル・サウンディングの流れ（2公園共通）

(1) 事前相談・現地調査

- ① 受付期間
令和6年6月28日（金）～令和6年10月31日（木）17:00まで
- ② 事前相談・現地調査の受付方法
提案書類作成のため、事前相談を希望する者は様式1、現地調査を希望する者は様式2（公園毎）に必要事項を記入の上、事務局へ電子メールにより提出してください。日程調整したうえで実施することとします。また、現地調査は、施設利用者等の利用を妨げない範囲とします。

(2) 提案書の提出

- ① 受付期間
令和6年6月28日（金）～令和6年12月13日（金）17:00まで
- ② 提出書類
暫定利用希望者は、下記の書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

提出書類	様式	提出部数
提案事業概要書	(様式3)	1部
暫定利用希望者の概要	(様式4)	1部
誓約書	(様式5)	1部
税務署が発行する納税証明書「その3の3」（法人税、消費税、地方消費税に未納の税額がないことの証明書※写し可）		1部

※複数の公園で利用を希望する場合、提案事業概要書を公園毎に作成してください。

※飲食の提供を提案される方は、自動車営業許可書の写し、食品衛生責任者名札若しくは終了書（3年以内）の写し、作業従事者全員の検便検査済証（取得から1年以内）の写しを提出してください。

(3) 提案審査

提案書類の内容が「7. 提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。審査には1ヶ月程度お時間をいただくことがあります。

(4) 各種申請書の提出

提案事業の内容に応じて、次の申請書を提出してください。（詳細については、暫定利用者の認定後に連絡いたします。）

- ① 県立公園行為許可申請書 又は 県立公園施設設置・管理許可申請書
- ② 使用料減免申請書

(5) 暫定利用の実施

【責任及びリスク分担の考え方】

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任をもって実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、暫定利用者が負うものとします。必要に応じて保険加入してください。

【モニタリング】

提案事業実施中に県がアンケート調査やヒアリング調査等を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該アンケート調査やヒアリング調査等に協力してください。

【暫定利用の中止】

次のいずれかに該当したときは、提案事業を中止していただきます。

- ① 都市公園の利用に支障を及ぼさないことを県が認められないと判断したとき
- ② 提案書類に虚偽の記載が判明したとき
- ③ 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明したとき
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて、県がふさわしくないと判断したとき

(6) 実績報告書の提出

暫定利用終了後、1ヶ月以内に提案事業及び暫定利用公園毎に実績報告書（様式6）を事務局に提出してください。

※複数の公園で暫定利用した場合、公園毎に作成してください。

(6) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、対象公園の活用可能性等についてヒアリング調査を行います。

9. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、暫定利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

10. 事務局

〒371-8570

前橋市大手町1-1-1

群馬県 県土整備部 都市整備課 公園緑地係 鹿沼、田島、平井

TEL 027-226-3675 FAX 027-221-5566

メールアドレス toshiseibi@pref.gunma.lg.jp